

白山市開発許可等の基準に関する条例の概要

1 許可を受けなければならない開発行為の規模（第3条）

区 域	規模（㎡）
市街化区域	500
区域区分が定められていない都市計画区域	1,500

2 開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度（第4条）

区 域	面積（㎡）
市街化区域	165
市街化調整区域	200
法第34条第12号に基づくまちづくり開発計画の区域	230

3 法第34条第11号に基づくもの（第5、6、8、9条）

市街化区域に隣接し、かつ、おおむね50以上の建築物が連たんする集落について、地域住民からの申出により市長が区域を指定し、一定の範囲内で開発、建築を認める。

①区域指定 地域住民がまちづくり開発協議会を設立し、指定区域の案を作成

↓
↓ 区域の指定を申出（農振農用地を除く）

市長が市都市計画審議会に諮り、区域を指定

②用 途 戸建て専用住宅、長屋住宅、兼用住宅（※120㎡以下の店舗は別途許可）

③主な条件 建築物の高さは10m以下とし、道路の新設は認めない。

4 法第34条第12号に基づくもの（第7、8、10、11条）

(1) 市街化区域に隣接しない集落について、集落の活力維持を目的として地域住民が作成したまちづくり開発計画を市長が認定し、計画に基づく開発、建築を認める。

①計画認定 地域住民がまちづくり開発協議会を設立し、まちづくり開発計画の案を作成

↓
↓ 計画の認定を申請（農振農用地を除く）

市長が市都市計画審議会に諮り、まちづくり開発計画を認定

②用 途 戸建て専用住宅、長屋住宅、兼用住宅、共同住宅、店舗(150㎡以下)の中から選択して計画

③主な条件 建築物の高さは10m以下とする。計画住宅戸数は、集落の活力維持の範囲内、かつ、既存公共施設の能力の範囲内とする。

(2) 市が定める福祉に関する計画に基づく地域密着型の社会福祉施設の開発、建築を認める。（小規模多機能型居宅介護施設）

(3) 県開発審査会が実務の積み重ねにより定型的と認める開発、建築を条例化する。（分家住宅、線引き前宅地における自己用住宅等 9項目）

5 施行日 平成23年10月1日